

徳島県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 2				整理 番号
阿南勝浦				路線名
同		同	同	区 間
		同	勝浦郡勝浦町大字沼江字 天川三二番地先から 同 字 一楽三九番二地先まで	
新		旧		新旧 の別
一一・五〇八・二	五・九六二・七	一一・五七一・七	五・九六二・七	敷地の幅員 （メートル）
四六五・二	五四八・三	四六五・二	五四八・三	延長 （メートル）